

広島県水道広域連合企業団管理規程第 21 号

広島県水道広域連合企業団組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

広島県水道広域連合企業団組織規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団組織規程（令和 4 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本部各課及びセンターの分掌事務)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>総務課</p> <p>(1)―(6) (略)</p> <p>(7) <u>職員</u>の人事、給与、サービス、勤務時間その他の勤務条件に関すること。</p> <p>(8) <u>職員</u>の研修に関すること <u>(技術管理課の所掌を除く。)</u>。</p> <p>(9)―(14) (略)</p> <p>企画課</p> <p>(1)―(6) (略)</p> <p>(7) <u>資金調達、管理及び運用に関すること。</u></p> <p>会計課</p> <p>(1)―(7) (略)</p> <p>(8) <u>建設工事の入札契約事務に関すること。</u></p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>技術管理課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事検査に関すること。</p> <p>(3) 水安全計画に関すること。</p> <p>(4)―(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>情報通信基盤、情報システム及びネットワークに関すること。</u></p> <p>(9) <u>情報セキュリティ対策に関すること</u></p> <p>業務課</p> <p>(1)―(4) (略)</p> <p>(5) <u>工業用水道事業及び水道用水供給事業</u></p>	<p>(本部各課及びセンターの分掌事務)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>総務課</p> <p>(1)―(6) (略)</p> <p>(7) <u>組織</u>の人事、給与、サービス、勤務時間その他の勤務条件に関すること。</p> <p>(8) 職員の研修に関すること。</p> <p>(9)―(14) (略)</p> <p>企画課</p> <p>(1)―(6) (略)</p> <p>会計課</p> <p>(1)―(7) (略)</p> <p>(8) <u>資金調達、管理及び運用に関すること。</u></p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>技術管理課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>本部・広島水道事務所</u>の工事検査に関すること。</p> <p>(3) <u>水質検査計画及び水安全計画</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>維持修繕計画及びアセットマネジメント</u>に関すること。</p> <p>(5)―(7) (略)</p> <p>(8) <u>本部執行工事の入札契約事務</u>に関すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>運転監視・保全業務の総括</u>に関すること。</p> <p>(11) <u>通信基盤、情報システム及びネットワーク、情報セキュリティ対策</u>に関すること。</p> <p>業務課</p> <p>(1)―(4) (略)</p> <p>(5) 各種関係団体との調整に関すること。</p>

に係る各種関係団体との調整に関する
こと。

(6)―(9) (略)

(10) アセットマネジメントに関すること。

(11) 運転監視・保全業務の総括に関する
こと（技術管理課の所掌を除く。）。

工務課

(1) 施設整備計画及び各種更新計画の進行
管理に関すること。

(2) 国庫補助金に関すること。

(3) 本部執行建設工事及びその調査・設計
に関すること。

(4) 事務所発注建設工事の技術支援に関す
ること。

(5) 本部執行建設工事に係る用地物件の取
得及び損失補償に関すること。

水質管理センター

(1) 水道事業、工業用水道事業及び水道用
水供給事業の水質に関する試験検査及び
調査研究並びに水質管理についての指導
に関すること。

(2) 水質検査計画に関すること。

(内部組織)

第8条 (略)

名称	課及び事 業所名	係名	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
広島水道 事務所	総務課	庶務係	(略)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)

(6)―(9) (略)

工務課

(1) 施設整備計画及び管路更新計画の進行
管理に関すること。

(2) 補助金の申請に関すること。

(3) 本部執行工事の建設並びにこれに関連
する工事に関すること。

(4) 本部執行工事に係る用地の物件の取得
及び損失補償に関すること。

水質管理センター

水道事業、工業用水道事業及び水道用水供
給事業の水質に関する試験検査及び調査研究
並びに水質管理についての指導に関するこ
と。

(内部組織)

第8条 (略)

名称	課及び事 業所名	係名	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
広島水道 事務所	総務課	庶務係、 工事係	(略)
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。